

鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業のご案内

ーレッド区域内にお住まいの方の建替え等にかかる補助制度ー

2014. 4版（平成26年4月改正）

1 目的

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第8条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（通称：レッド区域）内において、住宅の建築等を行う際には一般的な住宅よりも、壁や基礎を強化するなどの構造規制がかかり、都市計画区域外であっても新たに建築確認が必要（4※）となります。

一方、鳥取県の場合、中山間地域振興条例を制定するなど中山間地域の持続的発展が県の重要な施策となっていますが、レッド区域の多くはこの中山間地域に存在しています。

このため、レッド区域内に居住する方の定住を支援することを目的として壁や基礎などの強化経費に対して補助金を交付するものです。

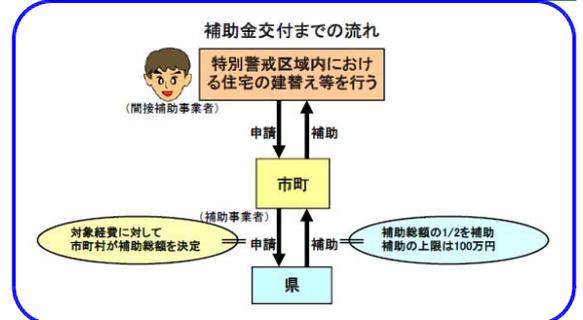
2 事業の概要

レッド区域内における住宅や避難所（公共施設を除く集会所等）の建替え等のため、建築基準法に基づく構造方法を用いて外壁を強化した場合や防護壁を設置した場合にその施工費用の一部を県、市町が補助します。

補助金交付までの手順については、右の図のとおりです。

補助金額は、構造を強化した外壁又は防護壁の延長に、次の基準単価を乗じて算出します。

補助金額の総額は、市町が決定します。県はその総額の1/2を補助します。（県の補助上限額は100万円です。）

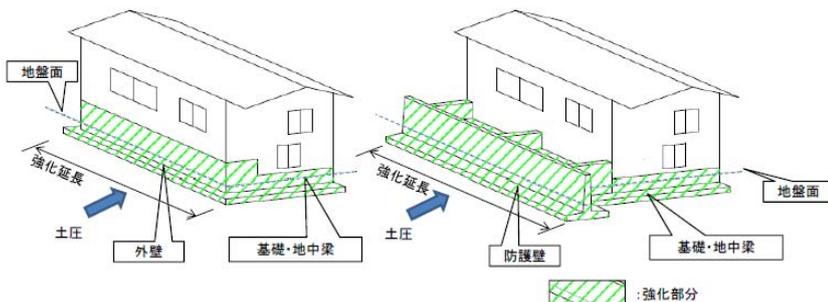


①外壁を鉄筋コンクリート等で強化した場合：59,000（円/m）

②外壁の外側に鉄筋コンクリート等で防護壁を設置した場合：95,000（円/m）

構造強化イメージ

- ①外壁式（外壁を強化した場合） ②防護壁式（外壁の外側に防護壁を設置した場合）



【補助金額算出例】

※強化（外壁又は防護壁）延長15.0mで試算

| 基準単価 | 延長 | 補助金額 |
|-------------|---------|------------|
| 59,000(円/m) | × 15.0m | = 885,000円 |

| 基準単価 | 延長 | 補助金額 |
|-------------|---------|--------------|
| 95,000(円/m) | × 15.0m | = 1,425,000円 |

3 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、想定される土砂災害に対して、一般的な住宅が倒壊する可能性のある範囲を示しています。

この区域の指定は、都道府県が地形、地質、土地利用状況について調査する「基礎調査」に基づき都道府県知事が指定します。

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】
(土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

イエロー

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】
(建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制
対象：住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制
(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

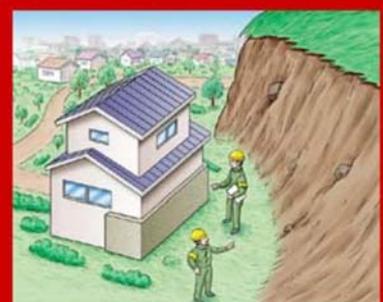
レッド

基礎調査の実施
渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査します。



<建築物の構造規制>
居室を有する建築物構造耐力に関する基準の設定
(建築基準法)

建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】



※指定された区域を表示する公示図書は

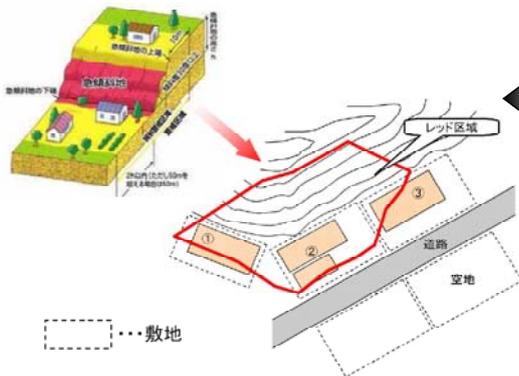
- 県庁治山砂防課
 - 各県土整備局（事務所）
 - 各市町役場
- に備え置いています。

※また、レッド区域は

『とっとりWebマップ』でも公開します。

(アドレス) <http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp>

4 補助の対象となるのは



<補助の対象となる場合>

- ・レッド区域内で住宅や避難所の建替え等を行う場合。
(①, ②, ③の建築物が該当)

<補助の対象とならない場合>

- ・①, ②, ③の住宅がレッド区域外の土地に新築し移転する場合…(他の事業の補助対象：「がけ地近接等住宅移転事業」)

※都市計画区域等（建築基準法第6条第1項4号の区域）外の場合で、③の住宅（レッド区域が建築物にかかるが、敷地の過半に満たない場合）の建替え等を行う場合には、建築確認は不要ですが、構造の強化は必要のため補助の対象となります。

5 申請先は

申請は各市町の窓口で行ってください。申請の前に補助の対象となるかどうか、あらかじめお住まいの市役所、町役場にご相談ください。

【問い合わせ先】鳥取県県土整備部治山砂防課

鳥取市東町一丁目220 (電話) 0857-26-7819

(HPアドレス) <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66103>

(E-mail) chisansabou@pref.tottori.jp